平成２４年（フ）第１６８８号
大阪市東成区大今里南１丁目７番17号　アイ・マンション今里401号
債務者　森　万利子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４０号
堺市南区竹城台２丁１番28―202号
債務者　井原　睦子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４３号
大阪市鶴見区諸口１丁目１番55号、前住所大阪市都島区都島本通３丁目17番17―1008号
債務者　西谷あゆみ
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７０号
大阪府八尾市東山本新町１―11―12―301、住民票上の住所大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―302号
債務者　山本　吉廣
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７１号
大阪府八尾市東山本新町１―11―12―301、住民票上の住所大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―302号
債務者　山本　敏子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７７４号
大阪市住之江区西加賀屋２丁目３番27―202号
債務者　安部　　豪
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６号
青森県弘前市大字中崎字野脇52番地
債務者　岩谷　夏美（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第４２号
福島市飯坂町字上川原２番地の11
債務者　佐藤　育子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
北九州市若松区藤ノ木２丁目２番34号
債務者　河原　和代
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１７０号
北九州市小倉南区下城野１丁目11番３―1103号
債務者　岩生由美子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１９４号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番８―505号
債務者　池田　優子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８号
宮城県登米市迫町北方字早坂137番地
債務者　門田　朝夫
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３２９号
佐賀県小城市牛津町牛津23番地55
債務者　大坪　成美
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７号
青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢62番地325
債務者　沼山　友美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８８４号
東京都板橋区前野町５丁目38―２―208
債務者　元木　　実
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９２５号
東京都練馬区南大泉４丁目19―１―102
債務者　岡部　清子
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９８２号
東京都北区王子４丁目21ー６―101
債務者　伏木ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部